

定例委員会の開催状況

第1 日時 平成14年2月28日(木)
午前9時30分～午前11時55分

第2 出席者

1 国家公安委員会側

村井委員長

磯邊、渡邊、荻野、安崎各委員

2 警察庁側

長官、次長、官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、
警備局長、情報通信局長

第3 議事の概要

1 議題事項

(1) 国家公安委員会が所管する法令に係る法令適用事前確認手続に関する細則の制定について

警察庁から、「国家公安委員会が所管する法令に係る法令適用事前確認手続に関し、その具体的実施方法を定める細則を制定することとしたい。」旨の説明があり、原案どおり決定した。

(2) 警察庁旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令案について

警察庁から、「近年の交通事情の進展や治安情勢の変化等に伴う公務のための旅行の実態の変化にかんがみ、日額旅費及び在勤地内旅行

の日当について必要な見直しを行うこととしたい。」旨の説明があり、原案どおり決定した。

委員から、「今回の改正で旅費等はどのくらい減額されるのか。」との質問があり、警察庁から、「平成14年度予算において、機動隊及び管区機動隊の日額旅費の廃止に伴う減として約12億円、日帰りの在勤地内旅行の日当が原則不支給となることに伴う減として約8億円の合計約20億円を減額措置している。」旨、説明があった。

委員から、「今回の改正に伴って、勤務員によっては手当がかなり減額されることになるのか。」との質問があり、警察庁から、「各県の状況によって違うので一概には言えないが、例えば警視庁の場合、国会、大使館等の警備のため徹宵で出勤した時等には出勤旅費が支給されるし、集団パトロール等を行えば警ら手当が支給されるなど、その勤務形態に即した手当等が支給されることになる。」旨、説明があった。

(3) 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案について

警察庁から、「1月31日の公安委員会で決裁を受けた特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案について、その後関係省庁で協議した修正案を閣議請議することとしたい。」旨の説明があり、原案どおり了承した。

委員から、「昨日、インターネットによる麻薬取引が今後増えてくるだろうという旨の報道があったが、麻薬類の取引を取り締まる犯罪防止の観点と今回の改正法案とは関連があるのか。」との質問があり、警察庁から、「麻薬類の取引と今回の改正法案とは直接の関係はない。」旨、説明があった。

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する国会報告について

警察庁から、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第31条の規定に基づき、平成13年中における同法の施行状況に

ついて国会報告する案」について説明があり、原案どおり決定した。

委員から、「観察処分がなされた『無差別大量殺人行為を行った団体』の本質に変化はないとのことであるが、これはどういう意味か。」との質問があり、警察庁から、「同団体は過去の組織原理を復活させて統制を図ろうとしているなど、組織の実態は何ら変わっていないということである。」旨、説明があった。

(5) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会のインターネット・ホームページの受信電子メール、書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内容を原案どおり了承した。

2 報告事項

(1) 国会の状況について

警察庁から、「2月21日から27日までの間に行われた衆議院予算委員会の状況等」について報告があった。

(2) 監察の取扱い事案について

警察庁から、

「福岡県警察の巡査部長が、平成10年9月、カジノバー経営に関与していた者から捜査情報を教示してもらいたい旨の請託を受け、現金100万円の供与を受けた容疑で、同県警察は、2月22日、同巡査部長を受託収賄罪で通常逮捕するとともに、本日、懲戒免職とする予定である。

警察庁の技官が、平成11年9月ころから同12年6月ころまでの間、備付けのカメラ及びレンズ合計6点を窃取した事案に関し、警察庁は、来週早々にも、同技官を懲戒免職するとともに、警視庁に告訴する予定である。」

旨の報告があった。

- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案等に関する意見募集の実施について

警察庁から、「風営適正化法の一部改正に伴う内閣府令の改正案等の概要を公表し、広く国民から意見を募集することとした。」旨の報告があった。

- (4) 平成 13 年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況について

警察庁から、「平成 13 年中の検挙件数は前年に比べて大幅に増加し、その多くを児童買春事案や青少年保護育成条例違反が占めている。」旨の報告があった。

- (5) 多摩市長らによる廃棄物等の収集運搬業務委託契約をめぐる贈収賄事件について（警視庁）

警察庁から、「警視庁は、2月23日、多摩市が発注する不燃物等の収集運搬業務委託契約に関して、一般産業廃棄物等の収集運搬処理会社代表取締役から、現金数百万円を収受した多摩市長ら3人を収賄罪で、同代表取締役を贈賄罪でそれぞれ逮捕した。」旨の報告があった。

- (6) 日本医科大学付属病院内におけるけん銃発砲殺人事件の発生について（警視庁）

警察庁から、「2月25日、東京都文京区所在の日本医科大学付属病院内において、入院治療中の指定暴力団住吉会傘下組織の幹部が、けん銃で射殺されるという事件が発生し、警視庁において所要の捜査を行っている。」旨の報告があった。

委員から、「同病院には警察官が配置されていたようであるが、これは何か起きるかもしれないという事態に備えてのものだったのか。

」との質問があり、警察庁から、「今回のケースに限らず、通常、暴力団員がけん銃等で撃たれたりした場合、暴力団同士の対立抗争等を警戒して必要最小限度の警察官を配置していることが多い。」旨、説明があった。

委員から、「今回の病院のように、一般の人々が出入りする場所で射殺されたという事例は、今までにあったのか。日本では、けん銃等を使用できる者が法的に制限されていて、射撃の練習等をするのが難しいだろうと思う。犯行内容が公衆の面前で、だんだんと劇画的、非日本的、日常的になってくるのは危険であり、何か対策を考える必要があると思う。」との発言があり、警察庁から、「過去に暴力団員が病院内で射殺された事例はある。過去に、法的にけん銃を使用できない者が、外国や山中で射撃の練習を行う例があったと聞いている。」旨、説明があった。

(7) 新簡約特例書式の試行実施について

警察庁から、「増加する交通事故への対応と事故当事者の負担軽減を図るため、3月以降、9都道府県において新簡約特例書式の試行実施を行う予定である。」旨の報告があった。

委員から、「書式の簡略化は大変結構である。これに関連して、パソコンを活用してデータを入力していく方法により、書類の簡略化や書類作成の業務負担の軽減等が図られ、これらをベースとしてデータの活用ができると思う。これらのことはおそらく行っていると思われるが、警察は、いわゆる電子政府化に対してどういう方向に向かっているのかということ、別の機会でもよいので一度報告してほしい。警察の行っている水準が他省庁、外国の警察、民間業者と比べて遅れていないか、あるいは情報通信分野の観点からどの程度のレベルなのかということの評価してほしい。」旨の発言があり、警察庁から、「御指摘の点について一度検討したい。ただ、警察の業務の特殊性があり、民間業者のレベルとの比較はなかなか難しい。御指摘の点について、交通部門だけでなく、他の部門も含めて検討する必要がある。」

旨、説明があった。

委員から、「政令基準値未満の酒気帯び事故については、特例書式で送致することとしたとのことであるが、今まではどうしていたのか。」との質問があり、警察庁から、「御指摘の点について今までは簡約書式で送致していた。道路交通法及び関係政令を改正し、飲酒や悪質、危険な運転の厳罰化の観点から、再度見直しを行い、検察庁と協議するなどして書式適用範囲を変更したものである。」旨、説明があった。

- (8) 2月21日、公安委員会において委員長から質問のあった「高速道路における交通事故発生状況の比較」の件に関し、警察庁から、「高速道路における交通事故について、億台キロ当たりの発生件数に換算して比較した結果、首都高速道路における発生が多い。」旨の報告があった。